

厚生労働省
群馬労働局発表
令和7年10月31日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 穂積 常之
地方労働衛生専門官 樺澤 忍
健康安全係長 福嶋 将弘
(電話) 027-896-4736

令和7年 熱中症による労働災害発生状況(9月末速報値)

群馬労働局(局長 上野康博)は、管内の令和7年の熱中症による労働災害発生状況について、以下のとおり取りまとめた。

【職場における熱中症による死傷者数(9月末速報値)】※カッコ内は前年同期比

休業4日以上死傷者数: 35人 (+23)

死亡者数: 0人 (±0)

【特徴】

- ・業種別 / 運輸交通業(9人), 建設業(7人), 商業(5人), 製造業(5人), 清掃と畜業(3人), 警備業(2人), 貨物取扱業(1人), その他の業種(3人)など広範な業種で発生
- ・月別 / 5月(2人), 6月(3人), 7月(14人), 8月(14人), 9月(2人)
- ・曜日別 / 水曜日(11人), 月・火曜日(各8人), 木・土曜日(各3人), 金曜日(2人)
- ・時間帯別 / 35事案中18事案が午前12時台～午後3時台の時間帯に発生
- ・場所別 / 屋外(24人), 屋内(11人)
- ・休業日数 / 平均10.8日(最短4日, 最長30日)

【事例】

- ①午前9時ごろから、建築現場の屋外で外構工事や材料荷下ろし作業を行っていたところ、12時15分ごろから頭痛や倦怠感、手足のしびれ等の症状が出たため、屋内で水分補給や首元の冷却等を行い休んでいたが、症状が酷くなり歩行が困難になったことから、救急車で搬送された。(建設業 20代女性 休業2週間)
- ②午後3時ごろ、荷主先の屋外ヤードで荷の積み下ろし作業を行っていたところ、全身が攣ってしまいその場から動けなくなり救急搬送された。(運輸交通業 30代男性 休業5日)
- ③午後2時ごろ、日陰のない炎天下で交通誘導作業を行っていたところ、意識を失い左前方に倒れ、顔面左側を擦傷、左肋骨を骨折した。(警備業 60代男性 休業2週間)
- ④午前11時ごろ、調理室で給食調理作業を行っていたところ、異常な発汗や手足が攣る症状が現れたため帰宅して休養していたが、発熱やしびれ、嘔吐などの症状が出て動けなくなり救急搬送された。(商業(施設調理) 40代男性 休業7日)

【総 括】

- ・熱中症に係る省令改正などにより、労使の関心は高かったものの、本年は非常に暑い日が続き、群馬では近年 8 ～12 件程度である熱中症件数が、令和 7 年 9 月末現在の速報時点で 35 件と近年の倍以上の発生件数となっている。
- ・35 事案中 26 事案で災害発生時の暑さ指数（WBGT 値）※が 28℃（厳重警戒レベル）以上であり、暑さ指数の測定・活用が予防対策の推進において極めて重要であることが分かる。
- ・発生時期を見ると、7 月初旬ごろに WBGT 値が 28℃を超えた辺りから急激に件数が増加している。
- ・35 事案中 11 事案（約 3 割）が「屋内」環境で発生しており、平均気温の上昇などに伴い、空調設備の非稼働や水分・塩分補給の不足等により、屋内でも容易に発生しうることも留意する必要がある。
- ・群馬労働局では、職場における熱中症の未然防止に向け、来期も引き続き、時機をとらえ早期からの意識啓発に努める所存である。

（※ 災害発生場所の最寄りの観測地点による WBGT 値（環境省：熱中症予防情報サイト【<https://www.wbgt.env.go.jp/>】より））

資料 1 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局内）

資料 2 暑さ指数表

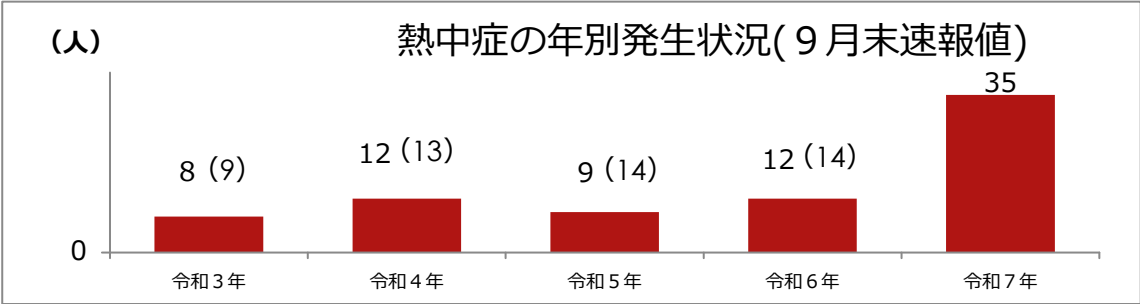
資料 3 令和 7 年度 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

資料 4 職場における熱中症を防ごう！！（群馬局版リーフレット）

資料 5 職場における熱中症対策の強化について

職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）

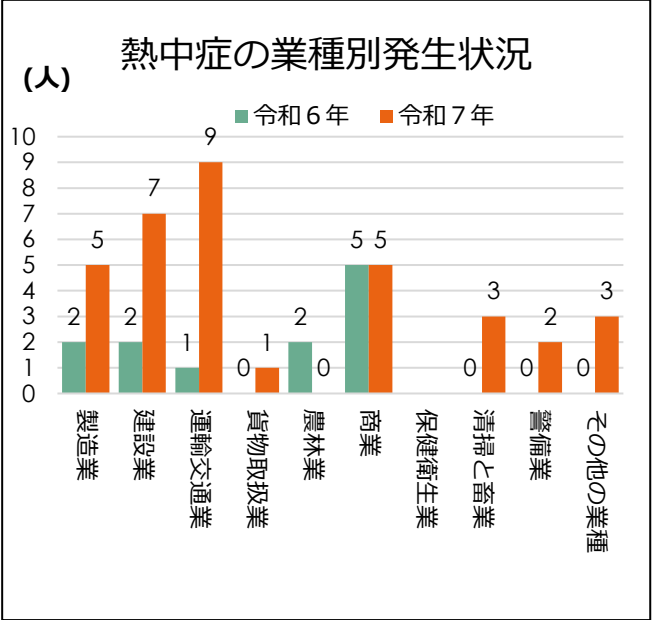
1. 発生状況の年別推移



※（ ）内の数字は確定値

2. 令和6年・令和7年の業種別発生状況（いずれも9月末速報値）

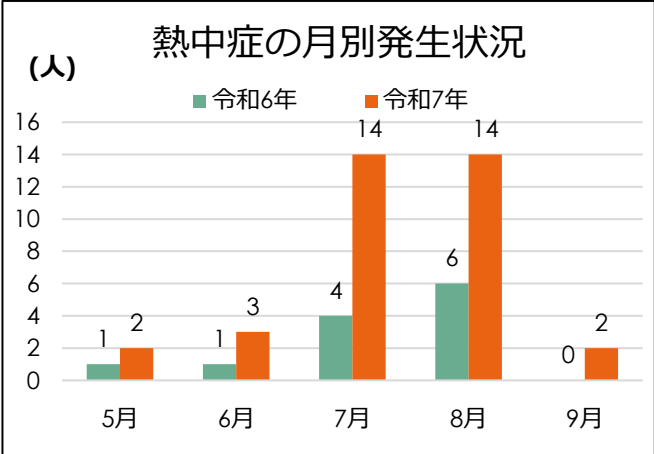
業種別	令和6年	令和7年	総計
製造業	2 (3)	5	7
建設業	2 (2)	7	9
運輸交通業	1 (1)	9	10
貨物取扱業		1	1
農林業	2 (2)		2
商業	5 (3)	5	10
保健衛生業	0 (2)		
清掃と畜業		3	3
警備業		2	2
その他業種	0 (1)	3	3
総計	12 (14)	35	47



※令和6年の（ ）内の数字は確定値

3. 令和6年・令和7年の月別発生状況（いずれも9月末速報値）

月別	令和6年	令和7年	総計
5月	1 (1)	2	3
6月	1 (3)	3	4
7月	4 (5)	14	18
8月	6 (5)	14	20
9月	0 (0)	2	2
総計	12 (14)	35	47

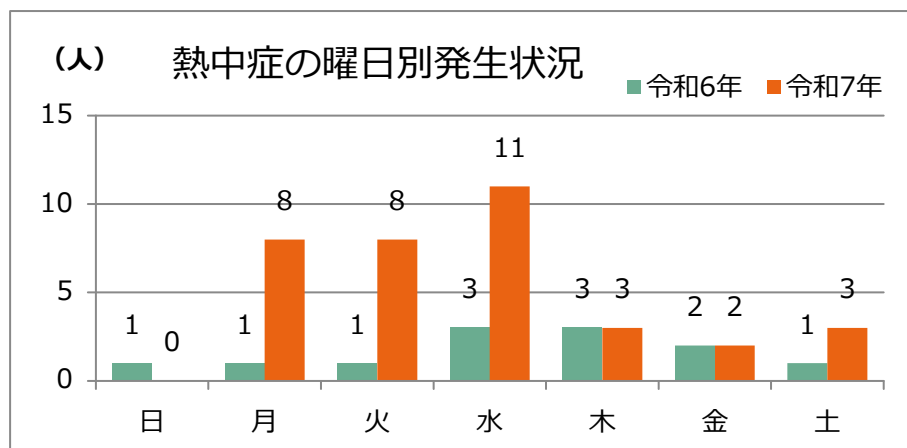


※令和6年の（ ）内の数字は確定値

4. 令和6年・令和7年の曜日別発生状況（いずれも9月末速報値）

曜日別	日	月	火	水	木	金	土	総計
令和6年	1	1	1(3)	3(4)	3(2)	2	1	12 (14)
令和7年	0	8	8	11	3	2	3	35

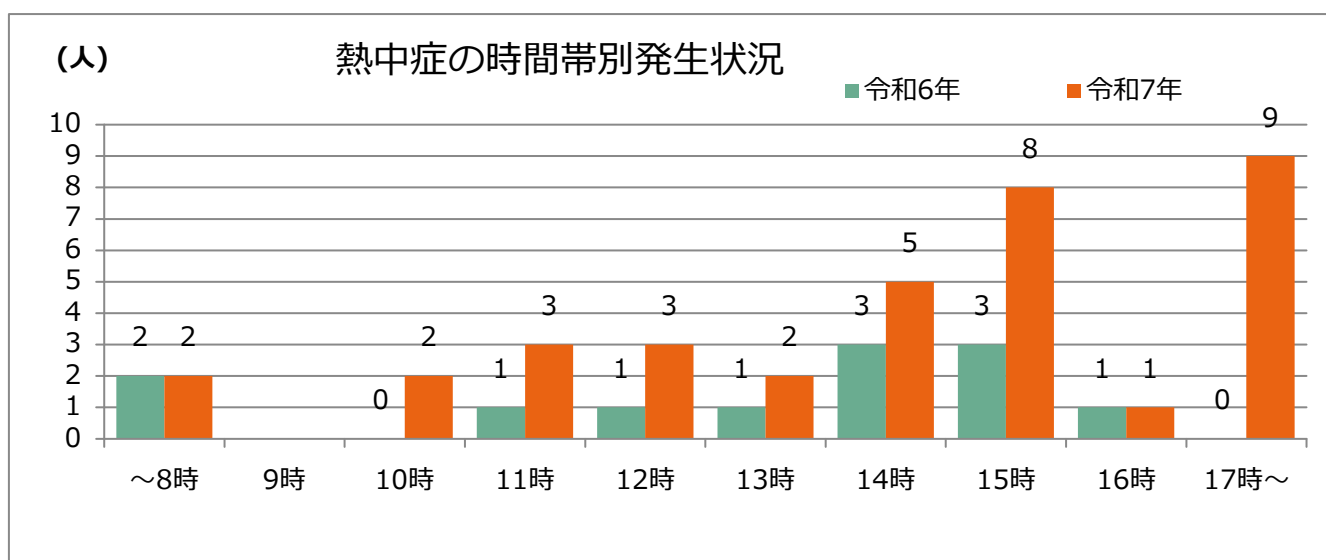
※令和6年の（ ）内の数字は確定値



5. 令和6年・令和7年の発生時間帯別発生状況（いずれも9月末速報値）

発生時間帯別	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台～
令和6年	2			1(2)	1(2)	1(0)	3(2)	3(5)	1	
令和7年	2		2	3	3	2	5	8	1	9

※令和6年の（ ）内の数字は確定値



暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき 生活活動の目安	日常生活における 注意事項	熱中症予防運動指針
危険 31以上	すべての 生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静 状態でも発生する危険 性が高い。外出はな るべく避け、涼しい室内 に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止す る。特に子どもの場合には中止 すべき。
厳重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避 け、室内では室温の上 昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激 しい運動や持久走など体温が上 昇しやすい運動は避ける。10～ 20分おきに休憩をとり、水分・塩 分を補給する。暑さに弱い人は 運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をす る際は定期的に充分な 休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的 に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給 する。激しい運動では、30分おきく らいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ない が、激しい運動や重労 働時には発生する危険 性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する 可能性がある。熱中症の兆候に注意 するとともに、運動の合間に積極的 に水分・塩分を補給する。

参考：日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3.1」(2021) 及び、
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

—— キャンペーン期間 ——

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請



職場における

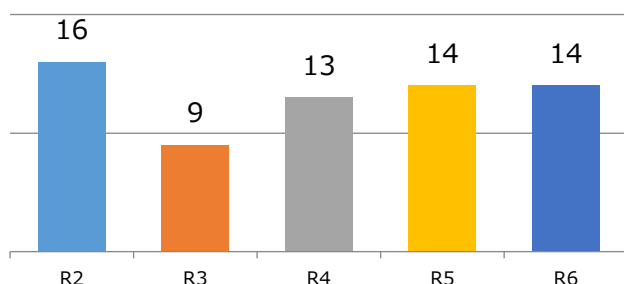
熱中症を防ごう!!

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

5月から9月に発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています（令和2年から令和6年の合計値）。

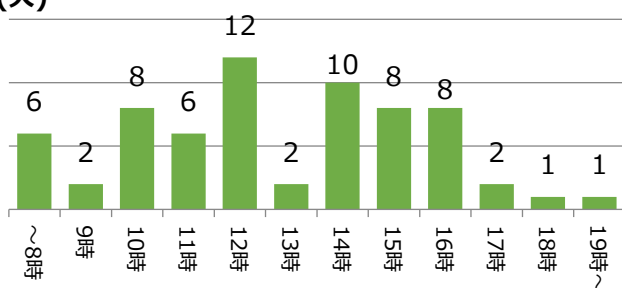
(人) 年別発生状況



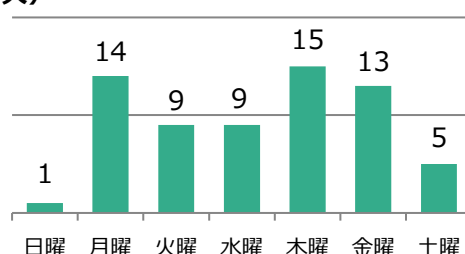
	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	2	3	6	10	1	22
建設業			3	3		6
運輸交通業			3	3	1	7
農林業		1	1	3		5
商業		1	4	5	1	11
保健衛生業		3				3
接客娯楽業				1		1
清掃と畜業			2			2
その他の事業	1	2		5	1	9
総計	3	10	19	30	4	66

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和2年～令和6年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和2年～令和6年)



経験期間別 \ 年代	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	総計
1年以内	4	2	7	9	5	27
1年超3年以内	3	3	2	3	4	15
3年超5年以内	1	1			1	3
5年超10年以内		1	2	1	2	6
10年超30年以内			1	4	7	12
30年超				1	2	3
総計	8	7	12	18	21	66

(資料：労働者死傷病報告（令和2年～令和6年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょう
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょう
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



夏の「マスク着用」による熱中症に注意しましょう！

マスクを着用しているときは、知らず知らずのうちに水分補給を疎かにしがちです。

また、暑い日は特に、通常よりも息苦しさを感じやすくなります。

感染症予防等でマスクを着用する際は、普段より意識的に水分を補給し、

適度に休憩をとるなど、積極的に熱中症予防対策を行いましょう。



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

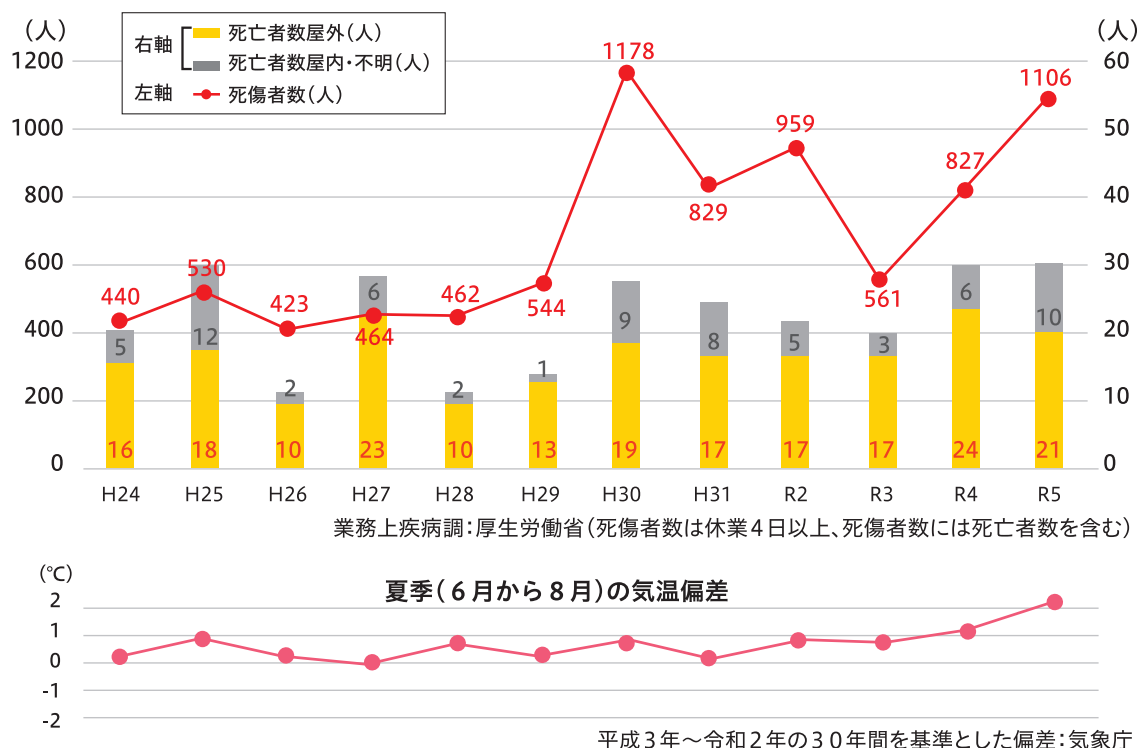


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

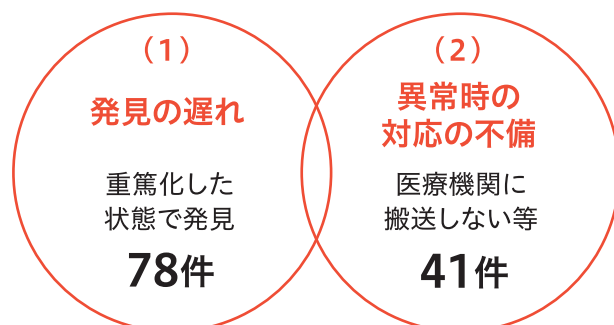
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

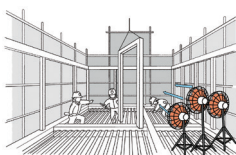
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

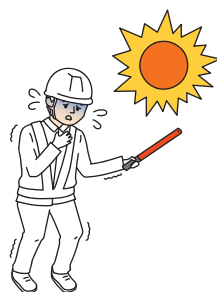


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

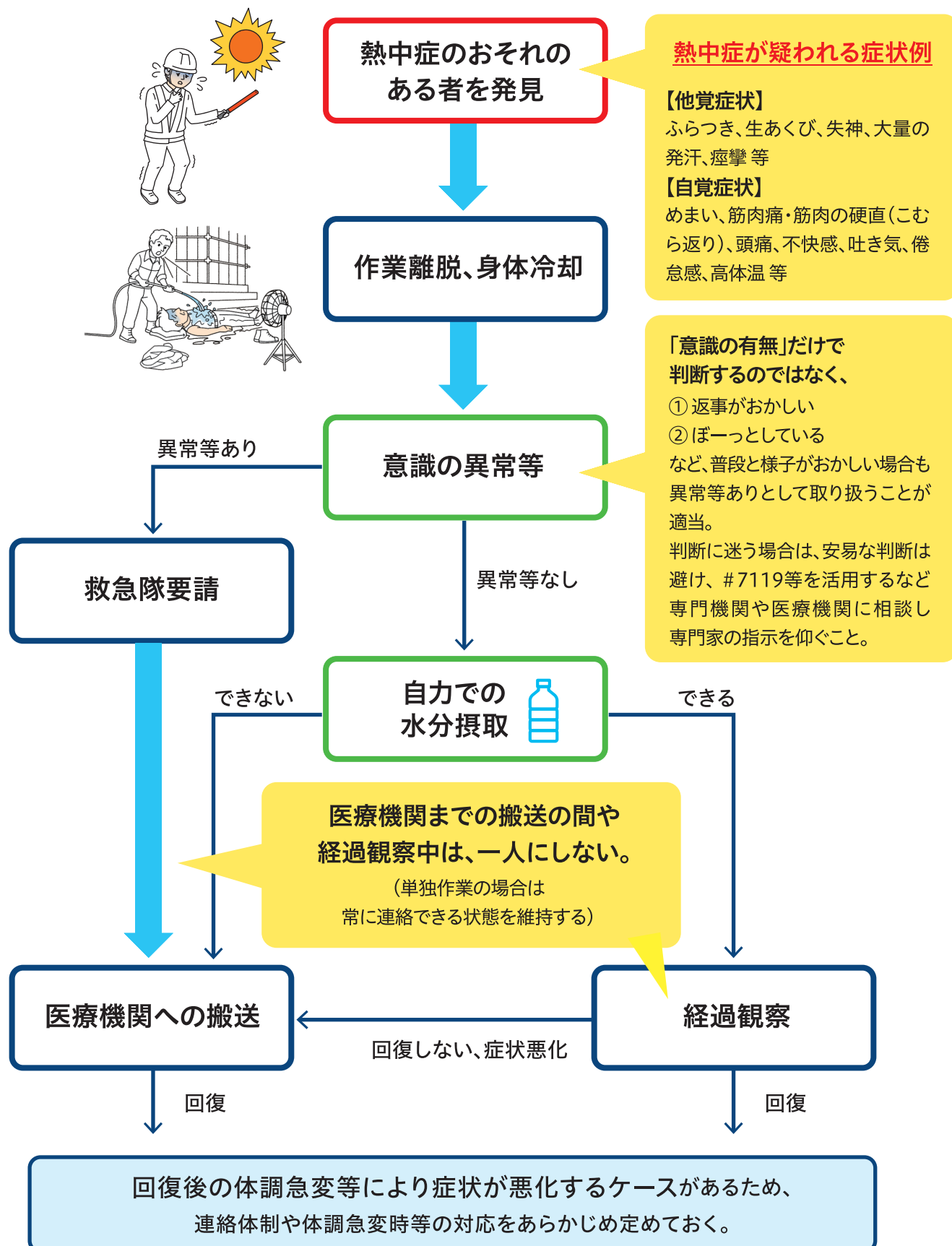
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

【メールやイントラネットでの通知】